

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月から54年1月まで

昭和53年2月に会社を退職して、すぐにA市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続をした。その際、現在所持している年金手帳に資格取得日(昭和53年2月3日)を記載してもらった。保険料は、同年2月ごろにA市役所で前納又は半年払いで納付したと思う。手元にある年金手帳の記録を信じていたので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年2月に会社を退職して、すぐにA市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続をしたと主張しているところ、申立人の所持する当時の年金手帳には、同年同月3日に資格取得と記載されており、申立内容に不自然さはうかがえない。

また、昭和54年10月に転居したB町の被保険者名簿には、申立人の所持する年金手帳と同様に53年2月3日に任意加入と記載されている上、申立期間も納付済みとなっており、申立人が主張するとおり、当該時期にA市で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと考えることも不自然ではなく、記録管理が適正に行われていなかった可能性も考えられる。

さらに、申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金加入期間には未納が無い上、その大部分を前納していることから、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和24年7月1日にA社で厚生年金保険被保険者の資格を取得し、27年4月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年7月から26年4月までは2,500円、同年5月から27年3月までは3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月7日から27年4月1日まで

昭和23年4月から4年ほど、B市のA社に勤務し、タイヤ販売及びパンク修理をしていたので、その期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた当時の従業員15人には、一人を除きA社での厚生年金保険被保険者記録があり、当時の同社の事務次長も、「当時の従業員数は15人ほどであった。」と回答していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間のうち、昭和24年7月1日から27年4月1日までの期間については、A社に係る厚生年金保険被保険者臺帳索引票及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人と生年月日が9日相違する同姓同名の厚生年金保険被保険者の24年7月1日に資格取得し、27年4月1日に資格喪失している未統合の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該被保険者記録は申立人のものであると認められ、事業主は、申立人が昭和24年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、27年4月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者台帳に記載されている申立人と認められる未統合の厚生年金保険被保険者記録により、昭和24年7月から26年4月までは2,500円、同年5月から27年3月までは3,000円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和 23 年 4 月 7 日から 24 年 7 月 1 日までの期間については、当時の事務次長は、試用期間の有無についての記憶は無く、確認はできないとしているが、申立人が同時期に入社したと記憶する 3 人の同僚は、申立人と同様に、同年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、申立人は、当該期間について、厚生年金保険には未加入であったと推認される。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果 38 万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 9 万 8,000 円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成 16 年 1 月は 34 万円、同年 2 月は 38 万円、同年 3 月は 36 万円、同年 4 月は 38 万円、同年 5 月は 34 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 38 万円、同年 8 月は 36 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 38 万円、17 年 1 月は 34 万円、同年 2 月は 38 万円、同年 3 月は 36 万円、同年 4 月は 38 万円、同年 5 月は 30 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 38 万円、同年 8 月は 36 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(9万8,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月から 17 年 11 月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成 16 年 1 月から 17 年 11 月までの間の金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、その期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 9 万 8,000 円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 4 月に 9 万 8,000 円から 38 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

また、A社が保管する賃金台帳から、申立人の申立期間における報酬月額及

び保険料控除額は、当該訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を超える保険料控除がされていることが確認できる。

一方、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のいずれか低い方の額を決定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社が保管する賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額から、平成16年1月は34万円、同年2月は38万円、同年3月は36万円、同年4月は38万円、同年5月は34万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月は36万円、同年9月から同年12月までは38万円、17年1月は34万円、同年2月は38万円、同年3月は36万円、同年4月は38万円、同年5月は30万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月は36万円、同年9月から同年11月までは38万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立期間①は49万6,000円、申立期間②は25万8,000円、申立期間③は25万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月31日
② 平成19年8月10日
③ 平成19年12月31日

平成18年12月31日、19年8月10日、同年12月31日に勤務しているA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料が引かれているにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間の賞与支払明細書により、申立人は同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人のA社における賞与支払明細書の保険料控除額から、申立期間①は49万6,000円、申立期間②は25万8,000円、申立期間③は25万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っていることが確認でき、事業主は、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っ

ておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA病院に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和63年4月1日、資格喪失日が平成19年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同病院における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで

A病院の厚生年金保険の資格喪失日が、平成19年4月1日のところ、誤って同年3月31日とされていた。私が所持する給料明細書から同年3月の保険料控除が確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA病院に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和63年4月1日、資格喪失日が平成19年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立人が所持する給与明細書及びA病院から提出された賃金台帳並びに雇用保険の加入記録から、申立人が、平成19年3月31日まで同病院に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標

準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、A病院が作成した貸金台帳における申立人の平成 19 年 3 月分の報酬月額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 3 月 12 日に、資格喪失日の訂正の届出を行っており、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岐阜国民年金 事案 849 (事案 428 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から51年3月まで
当初の判断後、最近、A市では宙に浮いた年金の再調査を行うとの報道を知った。私も申立期間当時はA市に住んでいたので再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、昭和46年に20歳までさかのぼって国民年金に加入し、20歳からの7年分の未納保険料を一括してB区役所で納付し、その後は定期的に郵便局で納付したと主張しているところ、同区役所では特例納付の収納業務を行っていなかった上、A市が納付書方式を導入したのは昭和50年度以降であることから、申立内容に不合理な点も見受けられるとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時、A市に在住しており、A市が実施している「宙に浮いた年金調査」に自分も該当するのではないかと思い再申立てをしたとしているが、当該対象者に申立人は該当しないほか、申立期間について納付をうかがわせる新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から49年3月まで

長女が生まれた昭和48年*月前後、A市B区に住んでいた義母に勧められ、義母のところに来ていた集金人から年金制度の説明を受け、加入手続をした。その際、今なら20歳までさかのぼって支払える話を聞き、後日、40万円近い金額を支払った。年金手帳には、加入年月日が20歳になった日付が記載されていたため、間違いはないと思っていた。申立期間が未納となっていたことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、長女が生まれた昭和48年*月前後に加入手続を行ったと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は52年6月ごろ払い出されており、A市の記録によると、当該時期に過年度納付されたことが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は、そのころに行われたものと推認できる。

また、この時期を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、この時期に特例納付は実施されていないことから、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない。

さらに、申立人は、40万円近い金額を納付したと述べており、第2回の特例納付で申立期間の国民年金保険料を納付したと仮定しても、申立人の主張する金額では、実際の保険料と大きく乖離する。

加えて、申立人が所持している年金手帳は、昭和49年11月以降に発行された三制度共通のものである上、申立人は、その年金手帳以外に交付を受けたことが無いと述べており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金保険料納付状況について関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から42年12月まで

申立期間当時、勤務していたA社は個人の会社であったので、B町役場で国民年金の加入手続をした。保険料は婦人会の集金で納めていた。申立期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人及びその妻に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は制度発足時に申立人の母親と連番で払い出されているが、厚生年金保険の資格取得により、昭和37年6月30日（その後、厚生年金保険の資格取得日が昭和37年5月12日であることから、国民年金の資格喪失日を同日に訂正）に資格喪失となっていることから、申立人が主張する時点では、申立期間は未加入期間であったと推認でき、B町から申立人に対して、国民年金保険料の徴収は無かったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を裏付ける関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを推認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 924

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 7 月 1 日まで

昭和 35 年 4 月に学校の紹介でA県B市のC事業所に入社した。同事業所に勤務していた期間、厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がC事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、C事業所は厚生年金保険の適用事業所となった記録が無い上、当時の同僚は、「C事業所は厚生年金保険に加入していなかったと思う。当時、給料から厚生年金保険料を控除されていたかどうか記憶に無い。」と供述しているところ、当該同僚も同事業所で勤務した期間に係る厚生年金保険被保険者記録は無い。

また、申立人は事業主の氏名を記憶しておらず、C事業所に係る商業登記簿謄本も存在しないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について事業主に確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 9 月 1 日から 5 年 4 月 1 日まで

A病院には平成 4 年 5 月 1 日から 7 年 3 月 31 日まで勤めていたが、申立期間の厚生年金保険記録が抜け落ちている。当時、私は夜間に学校へ通い、昼間は 4 年 5 月から同病院で働き始めて、7 年 3 月に同病院を辞めるまでの間、同病院 B 科の C 講師の下で実験補助をしており、月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日で週 30 時間勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の講師及び同僚は、「病院という職場上、勤務形態及び勤務時間が様々であり、申立期間の申立人に係る確かな記憶は無いが、おおむね 3 年ほどの期間を勤務していたと思う。」と供述しているものの、Dセンターは、「申立人の申立期間及びその近くの期間の資料は一切残っておらず、不明である。」と回答している。

また、申立人は、申立期間における A 病院での雇用保険の記録は確認できないが、申立人が同病院で勤務していたその他の期間については、平成 4 年 5 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間及び 5 年 4 月 1 日から 6 年 3 月 31 日までの期間は雇用保険短時間被保険者として、同年 4 月 1 日から 7 年 3 月 31 日までの期間は雇用保険一般被保険者としての雇用保険の記録が確認でき、申立人の厚生年金保険被保険者期間と一致している。

さらに、申立人と同じ E 学校へ夜間に通学して、昼間は A 病院で実験補助をしていた同級生である同僚は、「自分の給料は実験費で賄われていて、実験のある時だけ雇われていた。」と供述しており、申立人から紹介のあった同病院 B 科で秘書及び実験補助をしていた同僚は、「私は教授面接による採用であり、社会保険には一切加入せず、週当たり 24 時間の勤務であったが、このような扱いの病院秘書役や実験補助員は多数いて、その後に長時間勤務に変わった人もいた。」と供述しているところ、当該同僚二人が F 大学で厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は無いことを踏まえると、同病院において

は、同大学での厚生年金保険被保険者資格を取得することなく勤務していた者が多数いたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 39 年 4 月 27 日まで
昭和 37 年 3 月に高校の定時制を卒業して同年 5 月ころに A 社に就職し、事業所が無くなる 39 年 4 月 27 日まで勤務した。一緒に勤務していた同僚の一人には厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 11 月に A 社を退職した同僚の名前を覚えていること、複数の同僚が、「申立人は、事業所が無くなるまで自分たちと一緒に働いていた。」と証言していること、及び申立人は、「学校を卒業して、余り間を置かずに就職した。」と供述していることから、申立人は、申立期間に A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人のほかにも、1 年以上勤務しているものの厚生年金保険被保険者記録が見当たらない同僚がいること、及び同僚の一人は、「事業主から、社会保険の加入意思の有無について事前確認があった。」と証言していることから、A 社においては、すべての従業員について社会保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号は連続しており、欠番は無く、申立人の同被保険者原票は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、A 社は現存せず、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における保険料控除等について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 927

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月から 35 年 3 月まで

私は、A村のB社(現在は、C社)で、知人のD氏と一緒に勤務していた。

しかし、B社で勤務していた期間の厚生年金保険加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚は、「運転助手をしていた期間は、厚生年金保険被保険者資格を取得していなかった。申立人は、年齢が一番若かったので、当時は運転助手であったと思う。」と証言している。

また、申立人がB社で一緒に勤務していたと供述している同僚は、「自分は、B社に入社して運転助手をしていた。」と証言しているところ、当該同僚は、申立期間において同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していないことが確認できる。

さらに、C社は、B社の記録は残っておらず不明と回答している上、当時の事業主及び役員等も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 928 (事案 588 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月30日から37年7月10日まで
② 昭和37年11月7日から同年12月10日まで
③ 昭和37年12月10日から38年6月11日まで
④ 昭和38年9月23日から同年10月1日まで
⑤ 昭和38年10月1日から42年2月1日まで

昭和30年12月までA社B工場で働いていた期間について脱退手当金を受け取った覚えはあるが、38年10月から42年2月まで働いていたC社の期間については受け取った覚えが無いのに、同事業所の期間も含め、A社及びD社で働いていた期間が脱退手当金として支給されていることに納得できない。脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険対象期間として認めしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が昭和30年12月30日にA社B工場における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の申立人に係る厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間を含む5回の被保険者期間が同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号になっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然であること、ii) C社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の42年5月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成22年2月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たに脱退手当金を受給していないことを示す資料の提出は無く、脱退手当金を受け取った覚えは無いとして再調査を求めたが、前回の

委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から平成 2 年 12 月 11 日まで
A社を退職後、公共職業訓練を受講し、昭和 62 年 10 月 1 日からB社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。給与支給明細書があるので、入社日から 65 歳到達日である平成 2 年 * 月 * 日までの厚生年金保険の加入について確認してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社の給与支給明細書から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間に係る上記給与支給明細書及びB社から提出された給与台帳、給与支給明細書(控)には、厚生年金保険料が控除された記載は無い。

また、B社の事業主に照会したところ、「申立人は、老齢厚生年金を満額受給するため、短時間勤務を希望し、厚生年金保険への加入は希望しなかったため、保険料は控除していなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、昭和 60 年 12 月 12 日から 62 年 12 月 11 日まで、任意継続被保険者としてC健康保険組合に加入し、当該資格喪失後の同年 12 月 12 日から平成 5 年 10 月 2 日まで、D市において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。